

鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市ケアラー支援条例（令和6年3月条例第40号）に基づき、ケアラー当事者同士の支え合いを推進するため、市内で当事者同士が悩みや経験を語り合う交流の場の運営に関する活動（以下「ピアサポートに資する交流事業」という。）を行う団体又は法人（以下「団体等」という。）に対して、必要な経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる団体等は、次の各号の全てに当てはまるものとする。

- (1) 会員又は職員が3名以上の団体等
- (2) 会則、定款等に基づき、運営する団体等
- (3) 鎌倉市内に主な活動拠点を有する団体等
- (4) 通年で継続して活動を行っている（行う予定を含む）団体等

2 前項の各号に該当する団体等であっても、次の各号に当てはまる場合は、補助対象とはならない。

- (1) 物品の斡旋や販売を主目的とする団体等
- (2) 宗教活動に係る団体等
- (3) 政治活動や署名活動に係る団体等
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等
- (5) 前各号に掲げる団体等のほか、市長が適当でないと認めた団体等

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、ピアサポートに資する交流事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、同年度内に当該事業について、市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業又は市からの業務委託を受けた事業は補助対象事業としない。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、前条の実施に係る講師及び会の進行役並びに相談対応者に対する謝礼、人件費、会場使用料、印刷製本費、消耗品費、食糧費を対象として1回につき、10,000円を限度とし、補助対象経費の額の範囲内で交付する。なお、補助金額が鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月23日告示第23号）第6条第1号ウに規定する交付基準額（補助対象経費の1／3）を超える場合であっても、それを超えて補助金を支出できるものとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(補助期間)

第5条 同一の団体等が補助金を受けられる回数は当該年度で6回までとする。

(交付申請)

第6条 第4条に定める補助金を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 費用の内訳の分かる書類（見積書の写し等）
- (4) 定款、規約、会則等（団体等の目的、会員、活動内容等が分かるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付について適否を決定して、鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業計画変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合には、速やかに鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金変更・中止申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定変更通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、その適否を決定して、鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金変更等承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 支払いを証する書類
- (3) 事業実施状況等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助金額を確定し、当該補助事業者に対し、速やかに鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するとともに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の状況について、報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(準用)

第14条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年12月6日から施行する。

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 費用の内訳の分かる書類（見積書の写し等）
- (4) 定款、規約、会則等（団体等の目的、会員、活動内容等が分かるもの）
- (5) その他（ ）

鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付（不交付）決定通知書

鎌 第 号 年 月 日 様 鎌倉市長 年 月 日に申請がありました鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	☐ 交付します ☐ 交付しません (理由)
補助対象事業名	☐ ピアサポートに資する交流事業
交 付 予 定 額	円
交 付 条 件	

（注1）事業完了後、実績報告書を提出してください。本補助金は、実績報告書が提出された後、補助金額を確定し交付します。

（注2）補助事業者等は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守してください。

なお、補助事業等の実施に係る補助事業者等の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることがあります。また、求められたときは、報告を行わなくてはなりません。

添付書類

- (1) 事業計画書(変更の場合)
- (2) 収支予算書(変更の場合)
- (3) 費用の内訳の分かる書類(変更の場合)
- (4) その他 ()

鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金変更等承認（不承認）決定通知書

鎌 第 号 年 月 日 様 鎌倉市長 年 月 日に変更等の申請がありました鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	☐ 承認します ☐ 承認しません (理由)
補 助 対 象 事 業 名	☐ ピアサポートに資する交流事業
交 付 予 定 額	円
変 更 内 容	

鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金実績報告書

年 月 日 (宛先) 鎌倉市長 法人又は団体名..... 所在地..... 代表者職氏名..... 事業責任者氏名..... 事業責任者電話.....(.....) 年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業の実績を、次のとおり報告します。	
補助対象事業名	☐ ピアサポートに資する交流事業
総事業費	円
補助対象経費	円

- 添付書類
- (1) 収支決算書
 - (2) 支払いを証する書類
 - (3) 事業実施状況等の写真
 - (4) その他 ()

鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金交付額確定通知書

鎌 第 号 年 月 日 様 鎌倉市長 年 月 日付け鎌 第 号で交付決定した鎌倉市ケアラー支援グループへの活動補助金について、次のとおり交付額が確定しましたので通知します。	
補助対象事業名	☐ ピアサポートに資する交流事業
交 付 額	円